

岡山市電子町内会システム利用規約

1 目的

この規約は、「岡山市電子町内会運営要綱」に基づき、インターネット等を利用して、地域からの情報発信や地域情報の共有化を通じてコミュニティの活性化を図る電子町内会システムの適正な利用を目的として、必要な事項を定めるものです。

2 規約の範囲

この規約の他に、市から利用会員に対し発行する「岡山市電子町内会システム利用マナー」、「ウェブサイト指針」等で規定する利用上の決まり、その他の利用条件等の告知も、この規約の一部を構成するものとします。

3 利用の停止

利用会員が以下のいずれかに該当する場合、システム管理者又は会長は、利用会員に予告又は通知することなくユーザID・パスワードの利用を停止し、又はその他必要な措置を講ずることができるものとします。

ア 利用申請を行う者が実在しない場合

イ 利用申請の内容に虚偽、誤記、又は記入漏れがあった場合

ウ ユーザID又はパスワードを不正に使用し、又は使用させた場合

エ 転居、死亡等により、町内会の会員資格を喪失した場合

オ その他、利用会員として不適格と会長が判断した場合

4 譲渡の禁止

利用会員としての権利を第三者に譲渡することはできません。

5 責任の所在

町内会及び利用会員は、自らが行った一切の行為(利用会員の個人認証情報が第三者に使用されたことによって行われた一切の行為を含みます)とその結果について、一切の責任を負うこととします。

6 ユーザID及びパスワードの発行と管理

会長は、町内会員等から電子町内会システムの利用申請があったときは、申請内容を確認し、利用を認めた場合には、ウェブサイト管理者を通じて、申請をした町内会員等にユーザIDとパスワードを通知します。ウェブサイト管理者及び利用会員はユーザIDとパスワードを厳重に管理することとします。

7 利用上の注意

電子町内会システムを利用する町内会は、岡山市電子町内会のウェブサイトであることを十分理解の上、地域からの情報発信や地域情報の共有化を通じてコミュニティの活性化を図るため、利用会員が安心して電子町内会システムを利用できるように努めることとします。

(1) 電子町内会システムに掲載できる情報

電子町内会システム上には、町内会の自主的な運用により、各種の情報を掲載することができます。ただし、以下の基準のいずれかに該当する情報を掲載すること、及び以下の情報を含むサイトへリンクすることはできません。

- ア 公序良俗に反するもの
- イ 他者を誹謗中傷するもの
- ウ 他者に財産的不利益又は精神的苦痛を与えるもの
- エ 個人のプライバシーを侵害するおそれのあるもの
- オ 不当な差別を助長するおそれのあるもの
- カ 性的好奇心をそそるおそれのあるもの
- キ 非行、犯罪を煽るおそれのあるもの
- ク 特定の思想、宗教を流布若しくは攻撃するもの
- ケ 候補者名や政党名、特定の候補者を当選させるために候補者の身分や経歴、支持政党などについての虚偽の内容、又は特定の候補者を当選させないため虚偽若しくは事実をゆがめた内容を書き込むもの
- コ その他掲載又はリンクすることが好ましくないと市長が判断するもの

(2)有料による企業や団体の広告掲載

有料による企業や団体等の広告や情報掲載に関しては、地域情報の発信や地域情報の共有化を通じたコミュニティの活性化という電子町内会の目的の範囲内で、前項及び以下の基準を全て満たす場合に掲載又はリンクすることが可能です。なお、有料で広告や情報を掲載し、又はリンクする場合の収益は、電子町内会運営のための経費に充てることとし、「有料広告等掲載届(様式5)」により市長に届け出を行うこととします。

- ア 公正で真実なもの
- イ 受け手に不利益を与えないもの
- ウ 地域経済の健全な発展に寄与するもの
- エ 風俗営業及びこれに類しないもの
- オ 児童及び青少年に悪影響を与えないもの
- カ 宗教活動、政治活動、意見広告、個人の宣伝に該当しないもの

8 免責事項

- (1)町内会及び利用会員は電子町内会システムの利用により発生した一切の損害について、市に対しその責任を問わないこととします。
- (2)町内会及び利用会員は、電子町内会システムの利用により第三者に損害を与えた場合、自己の責任において解決することとします。
- (3)利用者の不注意によって、第三者によりデータが改ざんされた場合、改ざんされたことにより生じた損害については、市に対しその責任を問わないこととします。

9 二次利用について

市長が認めた第三者は、市及び電子町内会の個人情報の取り扱いについての規約等を遵守した上で、電子町内会システムに掲載された情報を、無償で永続的に二次利用（講演会等での発表や新聞、雑誌への掲載許可など。複製・公開・送信・出版・翻訳・翻案・編集・転載等も含みます）することができるものとします。

10 参加費用

電子町内会システムの利用料等は不要ですが、通信に必要なパソコン等は町内会又は利用会員で用意するものとし、プロバイダ料、通信料、その他一切の費用等については町内会又は利用会員が負担するものとします。

11 使用容量

各町内会への使用容量の割当は 3000MB とする。ただし、使用容量が 2000MB を超えた町内会から申し込みがあった場合は、追加で 2000MB の容量を割り当てることができます（様式6）。

12 利用期間

電子町内会システムの利用期間は各年度の3月末までとします。ただし事前に通知のない場合は継続するものとします。

13 規約の変更

市は、必要と認めるときは、この規約に規定する条項を変更、削除し、又は新たな条項を追加することができるものとします。

14 その他

この規約に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとします。

附則

この規約は平成16年1月15日から適用します。

附則

この規約は平成16年4月1日から適用します。

附則

この規約は平成17年12月1日から適用します。

附則

この規約は平成19年7月1日から適用します。

附則

この規約は平成29年4月1日から適用します。

附則

この規約は平成31年2月1日から適用します。